

富士市健康づくりデイサービス事業実施要領

(目的)

第1条 富士市健康づくりデイサービス事業（以下「事業」という。）は、要支援状態等にある高齢者（以下「利用者」という。）を社会福祉センター等に通所させて、運動・生活指導・レクリエーション等のサービス（以下「サービス」という。）を実施することにより、利用者の自立生活の支援及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(事業の対象者)

第2条 事業の対象者は、次のいずれの要件にも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 基本チェックリストにおいて、介護予防・生活支援サービス事業対象者と判定された者又は要介護認定において、要支援1・2と認定された者

(サービスの内容)

第3条 サービスの内容は、次に掲げるとおりとし、利用者の介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの内容に沿って、提供するものとする。

- (1) 運動
運動を行う等、利用者の生活機能の維持・向上に努める。
 - (2) 相談援助等の生活指導
利用者の相談に乗り、地域包括支援センター等との連携を図ることにより、より適切な支援を行うよう努める。
 - (3) レクリエーション、趣味活動
利用者のニーズや趣向に即した内容を提供することにより、利用の意欲を促し、介護予防及び自立支援を行う。
 - (4) 健康状態の確認
日頃からバイタルチェックを行う等、利用者の健康状態の把握に努める。
 - (5) その他日常生活上の世話
日常生活全般にわたって、生活リハビリの考えに基づいたケアを行う。ただし、入浴を除く。
- 2 サービスは、次の点に留意して提供するものとする。
- (1) 利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況を踏まえ、日常生活を営むために必要な支援を行うために、必要に応じて、個別計画を作成するものとする。
 - (2) 利用者とのコミュニケーションを図るなど、利用者が主体的に事業に参加するよう適切に働きかけるものとする。
 - (3) 自ら提供するサービスの質の評価を行い、主治の医師又は歯科医師等と連携を図りながら、常にサービスの向上を図るよう努めるものとする。
 - (4) サービスの提供に当たって、介護技術の進歩に合わせた適切な介護予防が行われるよう配慮するものとする。
 - (5) 利用者の心身の状態に変化等があった場合は、利用者が居住する管轄の地域包括支援センター等へ連絡相談するものとする。

(事業の委託)

第4条 市は、この事業を適切な事業の実施が確保できると認められる社会福祉法人等に委託し、実施する。

2 事業を受託する社会福祉法人等は、市の指定する富士市健康づくりデイサービス事業計画書を提出するものとする。

(従業者の資格)

第5条 事業に従事する者（以下「職員」という。）は、市主催の研修を受講するものとする。

(職員の職種、員数等)

第6条 事業所ごとの職員の職種、員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者は、専従で1人とする。ただし、事業に支障がない場合は他の職種または他事業所等の職務に従事可能なものとする。

(2) 従事者は、利用者数が、15人以下の場合は専従で1人以上とし、16人以上の場合は利用者1人につき専従0.1以上を確保するものとする。ただし、区分された2以上の事業実施場所に分かれて行う場合は、1箇所につき上記の従事者数を確保しなければならない。

2 事業所は、管理者、従事者を定め、市に事前に届け出るものとする。なお、変更があった場合は、その旨を速やかに届け出るものとする。

3 事業所が、富士市健康づくりデイトレーニング事業の委託を併せて受け、かつ、本事業と富士市健康づくりデイトレーニング事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、富士市健康づくりデイトレーニング事業実施要領第7条に規定する基準を満たすことによって、第1項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(営業日及びサービス提供時間等)

第7条 営業日及びサービス提供時間等は、次のとおりとする。

(1) 営業日は、週2日以上とする。

(2) サービス提供時間は、4時間以上とする。ただし、運動を行う時間を1時間以上設けることとする。

2 事業所は、営業日、サービス提供時間及び開始時刻を定め、市に事前に届け出るものとする。なお、変更があった場合は、その旨を速やかに届け出るものとする。

(利用定員)

第8条 事業実施場所の面積(m²)を1.5で除した数を1日当たりの利用定員とする。

(運営)

第9条 本事業は、他の事業との一体的な運営は行えないものとする。ただし、生きがいデイサービス事業及び富士市健康づくりデイトレーニング事業とは、一体的に運営できるものとする。

2 事業所が、生きがいデイサービス事業の委託を併せて受け、かつ、本事業と生きがいデイサービス事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、サービス内容の強度を分ける等、配慮をするものとする。

3 事業所が、富士市健康づくりデイトレーニング事業の委託を併せて受け、かつ、本事業と富士市健康づくりデイトレーニング事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、富士市健康づくりデイトレーニング事業の利用者と本事業の利用者を混在

してサービスを提供することはできない。

(利用の制限)

第10条 対象者が通所できる事業所は1箇所とし、利用できる回数は次のとおりとする。

- (1) 事業対象者 1週間に1～2回
- (2) 要支援1 1週間に1回
- (3) 要支援2 1週間に2回

2 他の通所型サービスとの併用はできないものとする。

(利用の申請)

第11条 サービスの提供を受けることを希望する高齢者又はその家族（以下「申請者」という。）は、富士市健康づくりサービス利用申請書（様式第1号）により、市に申請しなければならない。申請に際しては、介護サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを添付することとする。

(利用の決定)

第12条 市は、前条に定める申請を受けたときは、速やかに対象者の身体の状態、家族状況等を調査した上で、利用の可否を決定し、申請者及び事業所に通知するものとする。

2 市は、前項の決定をしたときは、富士市健康づくりサービス利用者台帳（様式第2号）を作成するものとする。

(提供拒否の禁止)

第13条 事業所は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供の記録)

第14条 事業所は、サービスを提供したときは、当該サービスの提供日、内容及び当該サービスについて利用者から預かった利用料の額その他必要な事項を記録しなければならない。

2 事業所は、利用者からサービス内容等の情報提供の申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、利用者に対して提供しなければならない。

(事業実施の報告)

第15条 事業所は、利用者の出欠の状況、身体状況の変化等を必要に応じ、地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所に報告するものとする。

2 事業所は、事業の実施状況について、富士市健康づくりサービス実施報告書（様式第3号）及び富士市健康づくりサービス活動内容報告書（様式第4号）により、毎月5日までに前月の実施状況を市に報告するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第16条 事業所は、毎月利用者の介護保険負担割合証を確認するものとし、サービスの利用料は、利用者負担割合に応じて、1回につき、1割負担の場合は200円、2割負担の場合は400円、3割負担の場合は600円とする。

2 利用者は、事業所からサービスの提供を受けた時は、事業所を通し市に利用料を支払うものとする。事業所は、利用者から利用料を徴収し、市に納付するものとする。

3 サービス提供時間内において、食事の提供に要する費用、サービス利用に当たって生じ

た原材料費、保険料、その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で利用者に負担させることが適当と認められるものが発生した場合は、利用者が負担するものとする。

4 外部講師を招聘する費用が発生した場合は、事業所が負担するものとする。

(衛生管理等)

第17条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業所は、事業所内において感染症が発生した場合は、市に報告しなければならない。又、感染症の発生に伴い、サービスの提供を中止したときは、速やかに中止期間を市に報告しなければならない。

(秘密保持等)

第18条 事業所及び職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、委託期間終了後も同様とする。

2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記するものとする。

3 事業所は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかななければならない。

(事故発生時の対応)

第19条 事業所は、利用者に対するサービスの提供や送迎において事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族及び当該利用者に係る地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所に速やかに報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故への対処について、富士市健康づくりデイサービス事故報告書(様式第5号)により、報告するものとする。

3 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じるものとする。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(廃止・休止の届出と便宜の提供)

第21条 事業所は、事業を廃止又は休止するときは、その廃止又は休止の日の1か月前までに、次に掲げる事項を届け出なければならない。

(1) 廃止、又は休止しようとする年月日

(2) 廃止、又は休止しようとする理由

(3) サービス利用者に対する措置

(4) 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

2 事業所は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届け出の日

前1か月以内にサービスを利用していた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続きサービスの提供を希望する者に対し、事業その他必要なサービスが継続的に提供されるよう、地域包括支援センター、同業他事業所、その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(委任)

第22条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年8月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。